

1 趣旨

吉岡町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「本方針」という。）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

本方針は、吉岡町の全ての機関に適用する。

3 障害者就労施設等

本方針に定める障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の事業所等とする。

- (1) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (7) 物品等の調達を障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う共同受注窓口
- (8) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 物品等の調達における基本的考え方

- (1) 本方針により、町は障害者就労施設等から物品等の調達の推進を図る。
- (2) 障害者就労施設等の実情を勘案し、各所属において計画的に発注が期待できる物品等については、積極的に障害者就労施設等から調達するよう配慮する。
- (3) 町内の障害者就労施設等及び群馬県内の障害者就労施設等の受注機会の拡大を図る。

5 物品等の調達推進に関する具体的事項

(1) 令和8年度の調達目標

前年度に障害者就労施設等から物品等を調達した実績額を上回ることを目標とする。

(2) 調達に関する推進体制の整備

ア 健康福祉課（福祉室）は、各所属及び障害者就労施設等からの問い合わせへの対応、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報収集や各所属への情報提供を行う。

イ 各所属にて物品等の調達の推進を図り、目標達成に向けて連絡調整等を行う。

ウ 健康福祉課（福祉室）は、本方針や調達の推進等の周知徹底を図るとともに、次年度の調達方針について各所属からの調査を基に方針案を検討する。

6 調達実績等の公表

(1) 健康福祉課（福祉室）は、調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 健康福祉課（福祉室）は、前年度の各所属の調達実績を取りまとめ、町ホームページにより公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉課（福祉室）とする。